

税務情報

国税庁からの公表情報 — 2023 年度税制改正関連情報

この e-Tax News では、4 月 14 日に国税庁から公表された、2023 年度税制改正に関連する情報をまとめてお知らせいたします。

1. グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし

2021 年 10 月に OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意されたグローバル・ミニマム課税へ対応するため、2023 年度税制改正では、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール（Income Inclusion Rule）に係る法制化として、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」等が創設されました。また、これに伴い、対象企業に追加的な事務負担が生じること等をふまえ、外国子会社合算税制等の見直しも行われました。

これを受け、国税庁は、グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正内容のうち主要な項目について解説する以下のパンフレットを公表しました。

■ [グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし](#) (PDF 1,064KB)

このパンフレット（全 14 ページ）では、以下の改正のポイントを、図を用いながら整理し、解説しています。

- 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設
- 特定基準法人税額に対する地方法人税の創設
- 情報申告制度の創設
- 外国子会社合算税制等の見直し

なお、上記のパンフレットは、国税庁のウェブサイトの「[国際税務関係情報](#)」に新たに設けられた「[グローバル・ミニマム課税関係](#)」のページに掲載されています。今後、このページには、グローバル・ミニマム課税に係る各種参考情報が随時掲載される予定です。

2. 電子帳簿保存法に関する改正の概要

2023 年度税制改正では、国税関係帳簿書類の電子化を一層進める観点から、電子帳簿等保存制度について改正が行われました。

これを受け、国税庁は、電子帳簿等保存制度に関する主な改正事項について解説する以下のパンフレットを公表しました。

■ [電子帳簿保存法の内容が改正されました ～ 令和 5 年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～](#) (PDF 521KB)

このパンフレット（全 3 ページ）では、以下の主な改正事項を簡単に紹介しています。

- 電子帳簿等保存に関する「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲の見直し
- スキャナ保存に関する保存要件の簡素化
- 電子取引データ保存に関する検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し、2022 年度税制改正で措置された宥恕措置の適用期限における廃止及び新たな猶予措置の整備

なお、上記のパンフレットは、国税庁のウェブサイトの「[電子帳簿保存法関係](#)」及び「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」からアクセスすることができる「[パンフレット（過去の主な改正を含む）](#)」のページに掲載されています。今後、上記の特設サイト等からアクセスすることができる「[一問一答（Q&A）](#)」等に 2023 年度税制改正の内容が反映されるほか、電子帳簿保存法に関する情報が随時掲載される予定です。

3. インボイス制度の改正に関する情報

2023 年度税制改正では、2023 年 10 月 1 日から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の円滑な制度移行に向けて、以下の負担軽減措置が講じられました。

(1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）

免税事業者からインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）になった場合の納税額の激変緩和と事務負担を軽減するため、売上税額の 2 割を納税額とする措置

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

一定規模以下の事業者が行う税込 1 万円未満の課税仕入れについて、インボイス（適格請求書）の保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる措置

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の免除

税込 1 万円未満の値引きや返品等について、返還インボイス（適格返還請求書）の交付義務を免除する措置

(4) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

申請期限（2023年3月31日）後の登録申請であっても2023年9月30日までに登録申請書を提出した場合には、制度開始日である2023年10月1日から登録を受けることを可能とする等の措置

これを受け、国税庁は以下のQ&Aを改訂しました。

■ [消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A](#)

このQ&Aは2018年6月に初版が公表されて以来、寄せられた質問や疑問点をふまえて、随時、改訂されているもので、今回の改訂では、新たに15問が追加されるとともに、25問が改訂されました。（Q&Aには追加又は改訂された時期が明記されています。）

改訂版のQ&Aには、上記の2023年度税制改正の内容が反映されているほか、改正とは直接関係のない項目として、たとえば、2023年10月1日前後の取引において売手の売上げ計上時期と買手の仕入れ計上時期が異なる場合のインボイスの保存の要否に関するQ&A（問38）や、軽減対象資産の譲渡等である旨のインボイスへの記載方法に関するQ&A（問71）等が新設されています。

また、国税庁はウェブサイトにて2023年度税制改正におけるインボイス制度の改正に関する情報をまとめた以下のページを開設しました。

■ [令和5年度税制改正関係（インボイス関連）](#)

このページには、改正の概要をまとめた全4ページのリーフレット「[インボイス制度に関する改正について](#)」（PDF 6,636KB）のほか、上記（1）から（4）の改正の詳細を説明するページへのリンクが掲載されています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.